



2005年12月9日

各 位

山梨県甲府市相生一丁目4番23号
株式会社エーティールシステムズ
代表取締役 内藤 治生
(JASDAQ・コード：4663)
問い合わせ先 取締役管理部長 小野 純一
TEL 055-220-6456

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年12月9日開催の取締役会において、第三者割当ての方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

< 今回の資金調達の背景と目的 >

請負型SI事業から顧客価値創造事業へのイノベーション

当社は、創業以来培った技術と知識・方法論を駆使し、大手ハードウェアベンダーやエンドユーザ企業から大規模ハイトラザクシオンシステムや複雑な分散業務管理システムを中心にシステム構築を行っております。これらシステムは企業戦略を具現化するために必要条件となるほど企業基盤に密接に関係しております。

しかしながら、当社を含めたSI業界の慣例である請負型のシステム開発においては、利益を追求して行くことによって最終的に顧客とは利益相反関係となることが多く、本当の意味で顧客に価値のあるシステム構築を遂行するのは難しいということが現実にあります。

そのような中で、当社は顧客にとって本当に価値のあるシステムを顧客と共に創造することをコアな事業と位置づけるべく、システム基盤構築を通して事業再生、企業再生、ビジネスインキュベーションを行う顧客価値創造事業を展開して行きます。

顧客の要望を十分に把握し、Self-motivated・Self-driven な一貫した責任体制と品質管理により、顧客とコストを含めたりスクを共有し、顧客視点で本当に価値のあるシステムを共に創造して行くことにより、顧客価値創造を以って当社の価値をも最大化できるものと自負しています。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

JA 再生ファンドによる企業再生のための業務システム再構築へのコミットメント

当社は、システム開発の新たな可能性を求め、このたび、前述の方針に則り株式会社マイン・マート（以下"MM"）の株式を取得した投資事業有限責任組合"JA 日本リバイバル戦略ファンド1号"（以下"JA 再生ファンド"）に投資することを決定しました。

JA 再生ファンドは、事業や経営が立ち行かなくなった企業の株式の買取りや、増資の引き受けを通じて株式を取得した上で企業価値の向上、再生を図り、再生企業の数年後の上場等を目指す目的で設立された再生事業投資ファンドです。JA 再生ファンドが通常の再生ファンドと異なる点は、投資先企業にプロの役職員を派遣し既存役職員との日々の協働を通じてその企業のもつ潜在性を引き出す努力をするばかりではなく、企業文化の再構築、消費者中心発想の徹底を通じ、新たな企業価値の創造を試みる点です。

当社は今回調達を目論む資金のうち5億円を、JA 再生ファンドに投資し、投資家の立場から責任あるシステム検証を行ない、経営におけるパラダイムシフトを大胆に引き起こしつつ、新たなビジネス手法に適合するシステム再構築を通じ、再生を支援いたします。

MM は 1996 年に JASDAQ に店頭公開され、2000 年に中堅の投資ファンドが TOB〔公開買い付け〕を通じて大半の株式を取得したことから、2001 年に上場廃止となった酒類量販会社チェーンです。2005 年 3 月期末には関東を中心に FC(フランチャイズ)店を含め 243 店舗を運営、同期の売上は 585 億円、大手スーパー・マーケット・チェーンに次ぐほどの売上規模に達しております。

MM が扱う酒類には発泡酒やビールなど単一の売れ筋商品もありますが、実際は種類も多く、いまだ嗜好品の性格も強いこともあり、販売量の差はあれ多種類の商品が売られております。また、MM は、同業種はもちろん、近年の酒類販売業の免許自由化に端を発して、コンビニエンスストア、総合スーパーなどとの競合も激化しており、顧客のお得意様化が不可欠となっているため、顧客の要望があれば多くは売れなくても店頭には置かないわけにはいきません。ここに酒類とあわせて食される食品が入ると商品アイテム数はもっと多くなりますし、営業時間についても商圈に応じて検討が必要です。

MM の再生には、自社の企業資源を活かしながら、このような顧客の多様な商品ニーズや時間ニーズに応えることができる改革が不可欠です。そのために、店頭強化と並行して、当社の実践で培った流通に関するシステム構築力を発揮し、インターネットと実店舗や配達サービスを連携させた e コマース展開、POS システムの拡充と現在 137 万人に達する MM カード会員との関係強化によるきめ細やかな顧客満足をはかることなどを計画しています。

当社としては MM 再生に必要なシステムの一括受注の提案に際し、これまで追求してきた一貫した責任体制と品質管理によるシステム再構築を行うため、出資することにより自らもリスクを負担し業績改善目標を共有することで、企業再生の新たな展開を次々と実現できればと考えています。

この投資は、実際のシステム開発による収益確保、将来的な再生企業の上場等により、投資に対するリターンの享受を意図するものです。これまで培ってきた IT 技術、システム構築力をキャッ

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

シュフローに変えていく取り組みでもあります。今後は、他の再生案件にも投資を行う予定であり、企業再生とシステム構築を結びつけたビジネスに積極的・専管的に取り組んでいきます。

自治体業務システムのダウンサイジングコンサルティング業務の積極展開

国は、e-Japan 戦略、u-Japan 戦略を通じて、電子政府、電子自治体の構築により庁内コストの大幅削減を行い、行政改革を達成しようとしています。100 万人以下の人口規模の市は、2010 年までに Open 系と言われる新しいシステムへの移行（ダウンサイジング）を指針としています。このシステム移行に関しては、旧来のデータを完全に保全・移行し、業務に支障がおきないことが最優先の課題となりますが、同時にコスト削減と利便性の向上が求められます。

自治体のシステムは技術革新が顕著であり、インターネットがシステム設計の前提となったため、価格に見合った性能のシステムを調達することが大変難しくなりました。現場を理解し、専門知識をもって、ユーザー側の立場で、メーカーや SI 業者と交渉してほしいというニーズは急拡大しています。しかし、適合する人材は極めて少なく、大手以下、一般的コンサルティングファームであっても、実際の調達まで含めた現場のコンサルティングを行う人材がほとんどいない状況です。

このような中、当社は 3 年前より、山梨県下の合併自治体を中心にシステム統合コンサルティングを行ってきました。この過程で、市町村の業務に精通することができ、自治体業務の現場にねざしユーザーと共に考え、それを実際のシステム調達に確実に反映させる手法を開発してきました。山梨県下ではコンサルタントとしての存在価値を確立し、同業務で蓄積された人材・企業ナレッジは自負出来るものです。今後は、これまで以上に現場と技術双方に精通した人材の養成と増強が急務であると考えます。

このような理由から、今回の調達資金の一部を用い、M&A も視野に入れ、陣容の拡大を図りたいと目論み、新たな投資を行います。

新株予約権付社債発行の理由

今回の調達しようとしている資金は、当社を取り巻く環境が大きく変化する今のタイミングを捉え、事前に資金を有することで機動的に M&A を有効利用することを可能とし、当社の企業価値を高めるためには必要な資金と考えております。

また、今回の資金調達に際し、他の手法も検討しましたが、新株予約権付社債発行を選択しました。その理由は、機動的な資金調達を行うことが可能である事、および資金の調達コストが抑えられ、収益に比較的影響がなく株主価値についても配慮できる事からです。なお、本新株予約権付社債の引受先を、DKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited としました。同ファンドを選んだ理由は、当社の事業の現状を理解していただき、投資目的として今回の第三者割当を引受け、社債の転売、直接または間接に当社を支配する目的がないことを確認できたためです。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

記

1. 社債の名称 株式会社エーティーエルシステムズ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。また、本新株予約権付社債の社債権者を「本社債権者」という。)
2. 社債の発行総額 金8億円(額面総額8億円)
3. 各社債の金額 金5,000万円の1種
なお、各本新株予約権付社債を分割することはできない。
4. 社債券の形式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 発行価額 本社債の発行価額は額面100円につき金100円とし、本新株予約権の発行価額は無償とする。
7. 償還価額 額面100円につき金100円
8. 申込期日 平成17年12月26日
9. 払込期日 平成17年12月26日
及び発行日
10. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全額をDKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited に割当てて。
11. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第297条但書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
13. 財務上の特約
(1) 当社は、未償還の本新株予約権付社債が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(商法第341条ノ2に定める新株予約権付社債のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、新株予約権を行使したときに、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会決議が行われたものをいう。)に担保附社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。
(2) 本新株予約権付社債には担保附切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

14. 償還の方法及び期限

- (1) 当社は、平成 19 年 12 月 26 日（償還期限）に、未償還の本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、その選択により、株式交換等の効力発生日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 103 円で繰上償還することができる。
- (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し又は消却することができる。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が、いずれかの本社債につき、第 13 項第(1)号の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が生じたにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は会社整理開始若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 本新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、且つ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに対し代り新株予約権付社債券を交付することができる。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り新株予約権付社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

17. 本社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によって行う。但し、法令に別段

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面で通知する方法によることができる。

18. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計16個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(4)号に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

転換価額は、当初505,000円とする。

転換価額の修正

(イ) 本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、毎偶数月第4金曜日（但し、平成18年6月23日を初日とする。）（以下「修正日」という。）まで（同日を含む。）の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位を切り上げる。）（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。上記5連続取引日の間に下記に基づき調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上記(イ)の規定に基づく修正後の転換価額が252,500円（以下「下限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。）を下回る場合には修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が757,500円（以下「上限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。）を上回る場合には修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、上記(イ)及び(ロ)の規定に基づく修正後の転換価額で当該修正日における未償還の本社債の発行総額（以下「未償還発行総額」という。）を除いた数が、当該修正日における当社普通株式の授権株式数から発行済普通

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式数を差し引いた数（以下「発行可能株式数」という。）を上回る場合は、修正後の転換価額は未償還発行総額を発行可能株式数で除した金額（円位未満小数第2位を切り上げる。）とする。

- (二) 上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。

転換価額の調整

- (イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 下記(二)()に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- () 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第19項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 下記(二)()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合には、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (二)() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ホ) 上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ヘ) 上記(ロ)の規定にかかわらず、上記(ロ)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本第(4)号 に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(ロ)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- (ト) 本第(4)号 により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)()但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(ヘ)

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

(5) 本新株予約権の行使請求期間

平成 17 年 12 月 27 日から平成 19 年 12 月 19 日までとする。但し、当社が第 14 項に基づく本社債の繰上償還を行う場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、当社が本社債の買入消却を行う場合は、当社が本社債を消却したときまで、また当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成 19 年 12 月 19 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(9) 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする。

(10) 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転される当社普通株式の利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）については、行使請求が 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間になされたときは 5 月 1 日に、11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までになされたときは 11 月 1 日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第(5)号の行使請求期間中に第 23 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。但し、本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合、かかる行使請求は機構を経由して行うものとする。

行使請求の効力は、行使請求に必要となる書類の全部が第 23 項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、機構に預託された本新株

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

予約権付社債券に係る本新株予約権について行使請求がなされた場合、行使請求により発行・移転される株式は発行・移転の時に機構に預託されたものとみなされ、株券の交付は要しない。

20. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型の新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、平成17年12月9日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
21. 登録機関
該当事項なし
22. 償還金支払場所、償還金支払事務取扱者及びその取扱場所
当社本店管理部
23. 行使請求受付場所
名義書換代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
24. その他
(1) 本社債の応募額が発行総額に達しないときは、応募額をもって本社債の総額とする。
(2) 本新株予約権付社債の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権付社債の発行総額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の新株予約権付社債発行による手取概算額 790,000 千円のうち 500,000 千円は、投資事業有限責任組合“JA 日本リバイバル戦略ファンド 1 号”に投資し、290,000 千円は当社事業の成長を促進する目的で、今後の企業買収、企業提携を行う資金に全額を充当する予定であります。なお、今後の企業買収及び企業提携につきましては、具体的にになり次第、適時開示していく方針でございます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

<ご参考> 売上高 900,000 千円、経常利益 105,000 千円、当期純利益 100,000 千円

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元政策を経営の重要課題として認識しております。株主価値の向上のため、業績の進捗はもちろん、再投資のための内部資金確保を勘案して、積極的な利益還元を実施することを基本方針としております。

研究開発型企业として新技術の獲得、効率的な企業運営、成長分野への積極投資を押し進め、業績の回復を図り、株主各位のご負託にお応えできますよう努力する所存でございます。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、株主への利益還元としての配当の実施は会社経営の重要施策であるとの認識に立ち、経営基盤の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を勘案し、配当政策を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業競争力の向上のため有効に活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

| | 平成 15 年 4 月期 | 平成 16 年 4 月期 | 平成 17 年 4 月期 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 株当たり当期純利益 | 3,045.91 | 5,358.89 | 6,933.01 |
| 1 株当たり年間配当金 | - | - | - |
| 実績配当性向 | - % | - % | - % |
| 株主資本当期純利益率 | 23.09% | 21.96% | 17.16% |
| 株主資本配当率 | - % | - % | - % |

(注)1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近（平成 17 年 12 月 9 日）の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 27.41%になる見込であります。

（注）潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

| 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 | 摘要 |
|------------------|------------|------------|--|
| 平成 15 年 8 月 11 日 | 120,190 千円 | 448,245 千円 | 第三者割当 発行株数 707 株 発行価格 120,190,000 円 資本組入額 60,095,000 円 割当先 日本アジアホールディングズ株式会社 |
| 平成 17 年 4 月 25 日 | 150,080 千円 | 523,285 千円 | 第三者割当 発行株数 938 株 発行価格 150,080,000 円 資本組入額 75,040,000 円 割当先 日本アジアホールディングズ株式会社 |

過去 3 決算期間および直前の株価の推移

| | 平成 15 年 4 月期 | 平成 16 年 4 月期 | 平成 17 年 4 月期 | 平成 18 年 4 月期 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 255,000 円 | 130,000 円 | 267,000 円 | 190,000 円 |
| 高 値 | 285,000 円 | 330,000 円 | 286,000 円 | 649,000 円 |
| 安 値 | 65,000 円 | 119,000 円 | 165,000 円 | 185,000 円 |
| 終 値 | 125,000 円 | 258,000 円 | 195,000 円 | 505,000 円 |

（注）平成 18 年 4 月期の株価については、平成 17 年 12 月 9 日現在で表示しております。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

| | 平成 15 年 4 月期 | 平成 16 年 4 月期 | 平成 17 年 4 月期 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 株価収益率 | 41.00 倍 | 48.14 倍 | 28.13 倍 |
| 株主資本利益率 | 23.09% | 21.96% | 17.16% |

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当り当期利益で除した数値であります。

(3) その他

当社と本新株予約権付社債の割当先である DKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited との間で、すべての本社債に付された新株予約権に係る当社普通株式の発行または移転が行われるまでの間、割当先が空売りの決済に充てることを目的として当社普通株式に係る借株を行わない(但し、割当先が、いずれかの本社債に付された新株予約権の行使請求に関連して、その前後を問わず、かかる行使請求の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の空売りの決済に充てることを目的として行う借株を除きます。)ことを約束する予定であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4．転換社債型新株予約権付社債の割当先及び割当額

| | | | |
|---------------------|--------|--|----|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | DKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited | |
| 割当転換社債型新株予約権付社債（額面） | | 金 8 億円 | |
| 払込金額 | | 金 8 億円 | |
| 割当予定先の内容 | 住所 | 18 Church Street, Skandia House Hamilton HM11 Bermuda | |
| | 代表者の氏名 | Brad Caswell | |
| | 資本の額 | 1,335,821,000 米ドル | |
| | 事業の内容 | 投資事業 | |
| | 大株主 | なし | |
| 当社との関係 | 出資関係 | 当社が保有している 割当先の株式の数 | なし |
| | | 割当先が保有している 当社の株式の数 | なし |
| | 取引関係等 | 該当事項はありません。 | |
| | 人的関係等 | 該当事項はありません。 | |

（注） 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は平成 17 年 12 月 1 日現在のものです。

5．転換社債型新株予約権付社債発行の日程

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 平成 17 年 12 月 9 日 | 転換社債型新株予約権付社債取締役会発行決議 |
| 平成 17 年 12 月 9 日 | 有価証券届出書提出日 |
| 平成 17 年 12 月 10 日 | 法定公告 |
| 平成 17 年 12 月 17 日 | 有価証券届出書効力発生予定日 |
| 平成 17 年 12 月 26 日 | 申込期日 |
| 平成 17 年 12 月 26 日 | 払込期日 |
| 平成 17 年 12 月 27 日 | 新株予約権行使開始日 |
| 平成 19 年 12 月 26 日 | 償還期日 |

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。